

金融第455-1号  
令和6年3月14日

各金融機関本（母）店長  
埼玉県信用保証協会会長 } 様

埼玉県産業労働部金融課長  
横内 治（公印省略）

埼玉県中小企業制度融資要綱の改正について（通知）

県制度融資の推進につきましては、日頃、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国において「信用保証料の上乗せにより経営者保証の非提供を事業者が選択できる信用保証制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）」が創設され、令和6年3月15日付けで施行されることとなりました。

これに伴い、本県においても本制度への対応が可能となるよう、埼玉県中小企業制度融資要綱を改正し、同日付けで施行することとしましたので、お知らせします。

つきましては、中小企業者から相談や融資の申込み等がありましたら、本改正を踏まえて御対応いただきますようお願い申し上げます。

要綱その他の資料は当課が開設している関係機関向けホームページ等に掲載しておりますので、適宜御活用ください。

また、各金融機関本（母）店におかれましては、本県制度融資を取り扱う各支店宛て御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 埼玉県中小企業制度融資における要綱改正の概要

【県金融課の関係機関向けホームページ】

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/seido-files.html>

2 保証料の上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度等の概要

【埼玉県信用保証協会のホームページ】

URL：<https://www.cgc-saitama.or.jp/about/news/index.html#a-link-20240216>

担 当 : 企画・制度融資担当

電 話 : 048-830-3801

F A X : 048-830-4814

電子メール : a3790-04@pref.saitama.lg.jp